

県有建築物保全点検結果報告書

施設名称: 農業・園芸総合研究所

建物棟名称: 水稻収納倉

所在地: 名取市高館川上字青木田1

①用途: 倉庫 ②延べ面積 210 m² ③階数: 地上1階 ④構造: S造 ⑤竣工年度 昭和 49 年度

項目	指摘事項(不具合内容、関係法令)及び対策等	判定
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目) —	判定 —
	(対策等)	
2 - 1 建築物の外部	(指摘項目) ガラスが破損している箇所があります。	判定 D
	(対策等) 飛散防止に努めてください。	
3 - 1 屋上及び屋根	(指摘項目) 屋根材に破損が見られます。	判定 D
	(対策等) 吹き上げによる飛散防止に努めてください。	
4 - 建築物の内部	(指摘項目) 内部に入れなかったので、点検していません。	判定 —
	(対策等)	
5 - 避難施設等	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
6 - その他	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
特記事項	隣接する建物において、外壁材の劣化、腐食等により強風で飛散する恐れがあります。周囲には、通行量のある道路がありますので、適切に管理してください。	

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要

C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要

D 「要是正」: 危険防止の観点から早急な対策が必要
・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日: 令和5年8月22日

令和5年8月22日 県有建築物保全点検

2 - 1



判定等	施設名称	建物棟名称	判定	ガラスが破損している箇所があります。 飛散防止に努めてください。
	農業・園芸総合研究所	水稻収納倉	D	

3 - 1



判定等	施設名称	建物棟名称	判定	屋根材に破損が見られます。 吹き上げによる飛散防止に努めてください。
	農業・園芸総合研究所	水稻収納倉	D	

令和5年8月22日 県有建築物保全点検



判定等	施設名称	建物棟名称	判定	隣接する建物において、外壁材の劣化、腐食等により強風で飛散する恐れがあります。周囲には、通行量のある道路がありますので、適切に管理してください。
	農業・園芸総合研究所	水稻収納倉	特記事項	

判定等	施設名称	建物棟名称	判定	
	農業・園芸総合研究所	水稻収納倉		

県有建築物保全点検調査結果票 (チェックリスト)

[建築物]

施設名称：農業・園芸総合研究所

建物棟名称：水稻収納舎

所在地：名取市高館川上字青木田1

①用途：倉庫 ②延べ面積：210m² ③階数：地上1階 ④構造：S造 ⑤竣工年度：昭和49年度

当該建築物の調査者		資格名及び氏名			
	代表となる調査者				
	その他の調査者				

番号	調査項目	調査結果(該当箇所○印)				備考
		指摘無	要注意	要計画修繕	要是正	
		A	B	C	D	
1 敷地及び地盤						
(7)	埠	組積造の埠又は補強コンクリートブロック造の埠等の劣化及び損傷の状況				
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況				
2 建築物の外部						
(2)	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況	○			
(4)	土台 (木造に限る)	土台の劣化及び損傷の状況				
(6)	外壁 躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(11)		タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(12)	外壁 外装仕上げ材等	乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(13)		金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○			
(14)		コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(15)		窓サッシ等				○
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				

番号	調査項目	調査結果（該当箇所○印）				備考
		指摘無	要注意	要計画修繕	要是正	
		A	B	C	D	
3 屋上及び屋根						
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(2)	屋上周り (屋上面を除く。)	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況				
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況				
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況				
(7)	屋根 (屋上面を除く。)	屋根の劣化及び損傷の状況			○	
(8)	機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況				
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				
4 建築物の内部						
(5)	防火区画	防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況			
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(12)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況			
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況			
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(21)		耐火構造の床又は準耐火構造の床 (防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況			

